

令和8年度 水道イノベーション賞 および 水道イノベーション広報大賞 募集要領

現在の水道界は、老朽施設の耐震化を含めた更新・再構築や巨大地震などの自然災害の備え、技術の継承、人口減少社会到来への対応など多くの課題を抱えています。

そうした中、さまざまな工夫を持って課題の克服に取り組んでいる正会員について、その功績を讃えるとともに取組を紹介することにより、日本の水道界が新たな取組に着手する気運を高めることを目的として、日本水道協会会長表彰の一つとして水道イノベーション賞を実施しています。

また、令和7年度より、水道インフラの価値を高める広報・広聴活動（以下、「広報活動」という。）について創意工夫を図りながら実施している正会員、賛助会員を表彰し、その取組を紹介することにより、さらなる広報活動の気運を醸成させ、利用者である国民が“水道はかけがえのない地域の財産”という認識を持ち、水道に広く関心を持ってもらうことが水道界の抱える課題解決に繋がることから、水道イノベーション広報大賞を新たに設置しました。

令和8年度も以下のとおり、両賞について募集しますので、奮ってご応募ください。

I 水道イノベーション賞

I-1 趣旨

さまざまな工夫を持って課題の克服に取り組んでいる正会員を表彰し、その取組を紹介することにより、日本の水道界が新たな取組に着手する気運を高めることを目的としています。

I-2 賞の種類

- 大賞：さまざまな工夫を持って課題を解決した全取組の中から特に表彰すべきもの
- 特別賞：「中小規模水道事業者ならではの取組」、及び「大賞に準ずる取組」等の取組

I-3 募集対象

公益社団法人日本水道協会「正会員」の取組

※ 複数の水道事業者が連携した取組等の場合には、日本水道協会の正会員1団体を代表申込団体に定めて一つの取組として応募してください。なお、この場合、当該取組に関わる団体間において本賞への応募の同意を得た上で応募してください。

I-4 応募条件

- (1) 令和7年度内に成果があった取組。
 - (2) 応募する取組を行った団体が自ら応募してください。
 - (3) 1団体2取組まで応募が可能です。
- ※ 水道イノベーション広報大賞とそれぞれの賞ごとに2取組まで応募することができます。
- (4) 応募後に末尾に記載の事務局より、応募受領メールが届いた取組。
- ※ 電子メールにて送信いただいた提出書類が作成要領を満たしているか確認した後、事務局より受領メールを返信します。
- ※ 提出日より7日が過ぎても返信がない場合、お手数ですが、末尾記載のお問い合わせ先まで必ずお電話にてご確認ください。
- ※ 応募に関する注意事項は「Ⅲ 応募等に関する共通事項」にてご確認ください。

I-5 審査の観点

A) 課題解決力・実現難易度 [波及効果性 (内部)]

広域連携や脱炭素化など水道事業者が共通して抱える様々な課題に積極的に取り組み、水道システムの強靱性、技術力、人材力、並びに組織体制等が強化されたと評価できるもの。

B) 展開性・汎用性〔波及効果性（外部）〕

同じような課題を抱えている水道事業者をはじめ、多くの水道事業者の今後の取組の参考となるもの。

C) 新規性・革新性

新しい取組、新たなサービスの提供、これまで挑戦していなかった分野への取組。

D) 中小規模水道事業者ならではの取組

日本水道協会正会員である水道事業者の約7割を占める中小規模水道事業者が、資金・人材・技術力不足など厳しい状況を乗り越え、工夫・アイデアを凝らして課題解決に取り組んだと評価できるもの。

E) 資金の調達

水道事業者が自からの財源で資金を調達（※）した取組。

※ 国・地方公共団体等からの補助金・助成金等を受けた取組、または受ける予定の取組は、その費用負担の割合に応じて評価します。

F) その他

上記以外の視点から今後の水道界への貢献が期待できる取組（例：話題性、SDGs等）

Ⅱ 水道イノベーション広報大賞

Ⅱ-1 趣旨

水道インフラの価値を高める広報活動について創意工夫を図りながら実施している正会員、賛助会員を表彰し、その取組を紹介することにより、さらなる広報活動の気運を醸成させることを目的としています。このことにより、利用者である国民が“水道はかけがえのない地域の財産”という認識を持ち、水道に広く関心を持ってもらうことが水道界の抱える課題解決に繋がると考えています。

Ⅱ-2 賞の種類

※ 本年度より、大賞は、「正会員」、「賛助会員」それぞれから選出する予定です。

- 大賞「正会員」：地域に密着し、創意工夫しながら実施している水道インフラの価値を高める広報活動から特に表彰すべきもの
「賛助会員」：国民に対し、水道の重要性の理解促進へ創意工夫しながら実施している水道インフラの価値を高める広報活動から特に表彰すべきもの
- 特別賞：大賞に準ずる広報活動

Ⅱ-3 募集対象

公益社団法人日本水道協会「正会員」「賛助会員」（以下、「会員」）の広報活動

※ 複数の団体が連携した広報活動の場合には、会員1団体を代表申込団体に定めて一つの広報活動として応募してください。なお、この場合、当該広報活動に関わる団体間において本賞への応募の同意を得た上で応募してください。

Ⅱ-4 応募条件

- (1) 令和7年度内に実施した広報活動
 - (2) 広報活動を行った会員が自ら応募してください。
 - (3) 応募は1会員2取組まで応募が可能です。
- ※ 水道イノベーション賞とそれぞれの賞ごとに2取組まで応募することができます。
- (4) 応募後に末尾に記載の事務局より、応募受領メールが届いた取組。
- ※ 電子メールにて送信いただいた提出書類が作成要領を満たしているか確認した後、事務局より受領メールを返信します。
- ※ 提出日より7日が過ぎても返信がない場合には、お手数ですが、末尾記載のお問い合わせ先まで必ずお電話にてご確認ください。
- ※ 応募に関する注意事項は「Ⅲ 応募等に関する共通事項」にてご確認ください。

Ⅱ-5 審査の観点

- (1) 正会員
 - A) 発信力
将来を支える次世代を含む幅広い層に対し、水道の現状や抱えている課題、今後の方向性、あるべき姿等を分かりやすく伝え、水道の役割・魅力を発信している広報活動。
 - B) 波及性
他団体が参考にしやすく、波及性が見込める広報活動。
 - C) 費用対効果
要した費用に対し、その取組を実施したことによる効果や、今後の取組への波及効果が期待できる広報活動。
 - D) 新規性・革新性
新しい手法やデジタル施策の活用など独自性が発揮されている広報活動。
 - E) その他
上記以外の視点から今後の水道界への貢献が期待できる広報活動。

(2) 賛助会員

A) 発信力

将来を支える次世代を含む幅広い層に対し、水道の現状や抱えている課題、今後の方向性、あるべき姿等を分かりやすく伝え、水道の役割・魅力を発信している広報活動。

B) 波及性

他団体が参考にしやすく、波及性が見込める広報活動。

C) ステークホルダーへの影響度

国民、顧客、従業員など主要ステークホルダーに対するポジティブな影響を与えた広報活動。

D) 新規性・革新性

新しい手法やデジタル施策の活用など独自性が発揮されている広報活動。

E) その他

上記以外の視点から今後の水道界への貢献が期待できる広報活動。

Ⅲ 応募等に関する共通事項

Ⅲ-1 注意事項

- (1) 1つの取組を「水道イノベーション賞」、「水道イノベーション広報大賞」と両方に申し込むことはできません。いずれかの賞に絞ったうえでお申込ください。
- (2) 以前に応募した取組で賞を受賞せず、令和7年度も継続し、新たな取組、要素などが加味されたものは、再応募が可能となります。
再応募に当たっては、応募用紙の「再応募の確認」欄に「再」と入力し、「前回応募年度」及び「取組名（広報活動名）」を必ずご記入いただくとともに、「取組概要（広報活動概要）」欄へ再応募にあたっての新たな成果について具体的にご記入ください。
- (3) 応募条件のイノベーション賞における「令和7年度内に成果があった取組」、イノベーション広報大賞における「令和7年度内に実施した広報活動」は、以下の例を参考にしてください。
〈例1〉令和7年度以前から事業（広報）を開始していても、当該年度（令和7年度）に何らかの成果があった取組は対象となります。
〈例2〉令和7年度に事業の合意等がなされ、供用開始が令和8年4月1日となる取組は対象となります。
〈例3〉令和7年度時点で計画段階のみ（例：基本計画の策定など）の取組は対象外となります。
- (4) その他、判断が難しい場合は、末尾に記載の【お問い合わせ先】にご確認ください。

Ⅲ-2 応募書類の提出

電子メールにて、末尾に記載の【お問い合わせ先】までご送付ください。

【提出書類】

- ① 水道イノベーション賞
「令和8年度水道イノベーション賞 応募用紙」
「令和8年度水道イノベーション賞 審査資料」
 - ② 水道イノベーション広報大賞
「令和8年度 水道イノベーション広報大賞 応募用紙」
「令和8年度 水道イノベーション広報大賞 審査資料」
- ※ 以下のURLより応募用紙、審査資料のダウンロードをお願いします。
○ <http://www.jwwa.or.jp/info/innovation.html>
※ 提出書類は、「作成要領」をご確認の上、記入をお願いいたします。

【注意事項】

令和8年度から提出書類が変更となっています。

- ① 又は②の提出が必須となりますので、ご注意ください。
容量の大きいデータを送られる際は、ファイル転送サービス等の利用をご検討ください。

Ⅲ-3 応募期間

令和8年4月1日（水）～ 令和8年6月10日（水）まで

Ⅲ-4 選考方法

功績者審査会委員、日本水道新聞社及び水道産業新聞社で構成される選考会を設置し、本選考会において応募用紙と審査資料に基づき、Ⅰ-5又はⅡ-5に規定する「審査の観点」から議論・投票を経て決定します。

なお、選考経過に関するお問い合わせには対応いたしかねますので、予めご了承ください。

Ⅲ-5 受賞団体の発表・表彰式等

(1) 受賞団体の発表

受賞団体の発表は、令和8年8月下旬を予定しています。受賞団体及び受賞内容については、本協会ホームページで公表するとともに、応募いただいた団体宛に電子メールにて通知します。

(2) 表彰式

令和8年度全国会議(令和8年10月21日(水)於:長崎市)において、表彰状の授与を行います。

なお、複数の団体が連携した取組・広報活動が受賞された場合は、代表1団体のみにご登壇いただき表彰状を授与する予定です。

また、イノベーション賞及びイノベーション広報大賞の大賞受賞団体は、表彰式の後、受賞取組の概要説明(5分程度)をお願いいたします(概要説明の詳細については、事務局より受賞団体宛にご案内いたします)。

Ⅲ-6 応募取組等の公表・周知

応募取組及び受賞取組については、下記につきましてご協力いただきます。

(1) 応募の全取組

① 応募いただいた取組・広報活動は、「令和8年度 水道イノベーション賞応募取組集」及び「取組概要紹介パネル」に掲載し、本協会ホームページ等で公表します。

※ 応募取組集には、提出いただいた応募用紙及び審査資料を掲載します。

② 審査資料は、全国会議会場に設置する応募取組・広報活動の概要紹介パネル(A0サイズ【841mm×1189mm】1枚を予定)の原稿として使用する予定ですので、応募した取組は、事務局が使用承諾を受けたものとします。

※ パネル作成にあたり、審査資料の内容を修正される場合は以下の【お問い合わせ先】までご相談ください。

※ 全国会議終了後、受領の意思を確認の上、パネルを寄贈させていただきます。

(2) 受賞取組

① 全国会議で受賞取組の発表(大賞のみを予定)

② 水道協会雑誌への特集記事の掲載、業界新聞での特集等

③ 全国会議参加者へ配布する受賞取組説明資料など。

【お問い合わせ先】

公益社団法人日本水道協会 担当:星野・古川

TEL:03-3264-2337

Mail:innovation@jwwa.or.jp

作成要領

1 応募用紙

1. 「令和8年度 水道イノベーション賞【水道イノベーション広報大賞】 応募用紙 (Microsoft Excel)」を以下のURLよりダウンロードの上、作成してください。
○ URL <http://www.jwwa.or.jp/info/innovation.html>
2. 用紙サイズはA4 (縦) とし、本文に使用する文字の大きさは10ポイント以上とします。
また、ページ・レイアウト→「拡大/縮小」の設定は100%としてください。
3. 添付する図表の中の文字は10ポイントに限定しませんが、判読可能な図表となるようご注意ください。
4. 応募用紙は1ページ (表面のみ、図・表・写真等を含む) となります。
2ページ以上提出された場合は、審査対象になりませんので、ご注意ください。
5. 「取組名【広報活動名 (プロジェクト名)]」は、具体的な取組内容【広報活動内容】を表現したタイトルにしてください。
6. 「取組概要【広報活動概要】」には、「抱えていた課題」を解決するための経緯等も含めてご記入ください。

2 審査資料

1. 「令和8年度 水道イノベーション賞【水道イノベーション広報大賞】 審査資料 (Microsoft Power Point)」を以下のURLよりダウンロードの上、作成してください。
○ URL <http://www.jwwa.or.jp/info/innovation.html>
2. 用紙サイズはA3 (縦) とし、本文に使用する文字の大きさは10ポイント以上とします。
また、ページ・レイアウト→「拡大/縮小」の設定は100%としてください。
3. 添付する図表の中の文字は10ポイントに限定しませんが、判読可能な図表となるようご注意ください。
4. 審査資料は1ページ (表面のみ、図・表・写真等を含む) となります。
2ページ以上提出された場合は、審査対象になりませんので、ご注意ください。
5. 表題及び応募団体名の部分は、大きさ・位置の変更をしないでください。
6. 審査資料に記載する内容は、「抱えていた課題」、「取組概要、【広報活動概要】」、「取組の効果【広報活動の狙い】」、「PRポイント」を必ずご記載ください。
7. 「PRポイント」は、募集要領「I-5【II-5】 審査の観点」を参考にPRしたい点をご記入ください。審査の観点に沿った内容の記載をお願いします。
「1 応募用紙」、「2 審査用紙」は、記載例がありますので、ご活用ください。
8. 作成要領の要件を満たしていない場合には、応募を受け付けることができません。
また、特定の団体、製品や工法、技術等の説明・宣伝を目的としたものは応募を受け付けることができません。ただし、特定の製品や工法、技術等が、「抱えていた課題」の解決に有効に働いたことが客観的かつ明確に示してある場合は、応募を受理します。

※【 】は水道イノベーション広報大賞でご応募いただく場合の項目となります。